人事院関東事務局　〒330―9712　さいたま市中央区新都心１―１
人事院中部事務局　〒460―0001　名古屋市中区三の丸２―５―１
人事院近畿事務局　〒553―8513　大阪市福島区福島１―１―60
人事院中国事務局　〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局　〒760―0068　高松市松島町１―17―33
人事院九州事務局　〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所　〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑶　受験に際し、身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

専門試験出題分野一覧

専門試験（多肢選択式）　次の１及び２に掲げる科目
１　憲法・行政法及び経済学・財政学・経済事情
２　民法・商法、統計学、政治学・社会学、会計学（簿記を含む。）、経営学、英語、情報数学及び情報工学のうち、受験者の選択する２科目
専門試験（記述式）　憲法、民法、経済学、財政学及び会計学のうち、受験者の選択する１科目

平成29年度国税専門官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成29年３月24日　人事院事務総長　永長　正士

１　試験の名称　平成29年度国税専門官採用試験
２　対象官職　内国税の賦課及び徴収、酒類業の発達並びに税理士業務の運営の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職
３　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として下記の俸給月額を支給される。

（適用俸給表）	（俸給月額）
税務職俸給表	１級22号俸　204,300円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。
４　受験資格　次に掲げる者とする。
⑴　昭和62年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた者
⑵　平成８年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
ア　大学を卒業した者及び平成30年３月までに大学を卒業する見込みの者
イ　人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。
５　第１次試験
⑴　試験種目　基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）
（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の成績を総合して行い、専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）
⑵　試験の実施日　平成29年６月11日（日）
⑶　試験地　札幌市、盛岡市、仙台市、高崎市、さいたま市、東京都、新潟市、松本市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、松江市、岡山市、広島市、高松市、松山市、福岡市、熊本市、鹿児島市及び那覇市
㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。
⑷　第１次試験合格者発表　平成29年７月４日（火）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１―２―３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は11⑴に掲げる。）（以下「人事院事務総局等」という。）における掲示又は人事院事務総局等に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
６　第２次試験
⑴　試験種目　人物試験及び身体検査（人物試験は、個別面接により行う。）
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
⑵　試験の実施日　平成29年７月12日（水）から７月19日（水）までの間の指定する日
⑶　試験地　札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市及び那覇市
７　最終合格者発表　平成29年８月23日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
８　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。
９　受験手続
⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。
受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。
申込受付期間は、平成29年３月31日（金）９時から４月12日（水）までとし、４月12日（水）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは平成29年３月31日（金）から４月３日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。）とし、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	札幌国税局	〒060―0042	札幌市中央区大通西10丁目
盛岡市 仙台市	仙台国税局	〒980―8430	仙台市青葉区本町３―３―１
高崎市 さいたま市	関東信越国税局	〒330―9719	さいたま市中央区新都心１―１
東京都	東京国税局	〒104―8449	東京都中央区築地５―３―１
新潟市 松本市	関東信越国税局	〒330―9719	さいたま市中央区新都心１―１
名古屋市	名古屋国税局	〒460―8520	名古屋市中区三の丸３―３―２
金沢市	金沢国税局	〒920―8586	金沢市広坂２―２―60
京都市 大阪市	大阪国税局	〒540―8541	大阪市中央区大手前１―５―63